

訂正
8月17日に提供した資料について、次のとおり訂正します。

令和8年8月17日

政策部水資源対策課

各項目問い合わせ先

- | | | | |
|---|----------------------|--------|--------------|
| 1 | 松村、有馬(内線 2831, 2835) | ダイヤルイン | 087-832-3127 |
| 2 | 松村、安藤(内線 2831, 2837) | ダイヤルイン | 087-832-3129 |

香川用水の第三次取水制限の開始に伴う県の対応と 取水制限に対応する市町等の実施状況について

1. 香川用水の第三次取水制限の開始に伴う県の対応について

本日、持ち回りで開催しました香川用水取水調整対策連絡会議において、**別紙1**のとおり「香川用水の第三次取水制限時の主な対応」について取りまとめたのでお知らせします。

【第三次取水制限時の主な対応（抜粋）】（◎は第三次取水制限時からの新たな対応）

- ◎香川用水調整池（宝山湖）の活用
- ◎梶川ダムの渇水対策容量を緊急時対応として活用
 - ・飲料用井戸の水質検査手数料の減額措置
 - ・市町等の緊急対策施設整備に対する支援
 - ・下水処理水の活用

2. 取水制限に対応する市町等の実施状況について

8月17日（月）現在、香川用水の第三次取水制限に対応するための市町等における組織の設置や会議の開催予定及び給水制限の実施予定は、**別紙2**のとおりです。

- ・香川県広域水道企業団では、旧高松市（牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域）及び旧丸亀市（飯山町、綾歌町を除く丸亀市区域）において、日常生活に影響ない範囲での減圧給水を実施します。

旧高松市：250kPa→220kPa

旧丸亀市：320kPa→300kPa

第三次取水制限時の主な対応

◎は第三次取水制限時からの新たな対応

部局	これまでの対応	第三次取水制限時の対応
政策部	・「香川用水取水調整対策連絡会議」開催 ・取水制限に対する対策を各所属、市町等に要請 ・立看板の設置（本庁舎ほか） ・県民への節水広報 ・公用車の啓発プレートによる広報 ・取水制限に伴う影響の情報収集 ・水源状況、市町等の体制整備状況の把握 ・市町等の緊急対策施設整備に対する支援 ・来庁者、施設利用者等への節水の呼びかけ ・指定管理者への節水の協力依頼 ・小豆総合事務所等のトイレや洗面所等の水圧調整(所在地の節水状況に関わらず実施)	・県民への節水広報の徹底 ・取水制限による影響の把握 （その他については、これまでの対応を継続して実施）
総務部	・県民への節水広報（ラジオ、テレビ、県ホームページ、SNS） ・来庁者へ節水の呼びかけ（立看板等） ・公共（建築）工事現場における節水の協力依頼 ・電子掲示板で紙コップ使用等を呼びかけ	・建築工事施行業者に対して、工事における一層の節水の促進と井戸水、中水等の代替用水の使用の検討を文書通知 （その他については、これまでの対応を継続して実施）
危機管理総局	・市町、消防（局）本部に対し、消防水利の確保及び火災予防広報の徹底を要請 ・消防学校内の各手洗い場に取水制限に関する貼り紙を貼ることにより節水と呼び掛けるとともに、消防学校内の8mプールの水をそのまま放水訓練等に使用することにより、水の節約を図る。	◎樹木への灌水の中止 （その他については、これまでの対応を継続して実施）
環境森林部	・水質検査受託体制の充実と民間検査機関に対する協力要請 ・市町、保健福祉事務所等に対し、飲料水水質検査手数料の減免措置を実施する旨を通知 ・指定管理者に対して、より一層の節水協力を依頼 （公洲森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・指定管理者に対し、貼り紙や看板等による施設利用者への周知を依頼 （公洲森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・瀬戸内海国立公園内園地トイレ（屋島、大崎山等県内7箇所10棟）に節水表示 ・森林センター管理苗木の灌水を1日2回から1回に制限	◎各保健福祉事務所における飲料水水質検査の受付日を（隔週水曜日から）毎週水曜日に拡大、飲料水水質検査手数料減免措置を対象地区における新設井戸及び共同井戸から全ての井戸（営業用飲用井戸を除く）に拡大 ◎民間検査機関に対する飲料水水質検査の協力要請 ◎環境保健研究センターにおいて水質検査用に必要な浄水を確保 ◎水道事業者等に対して、水道水質管理の強化について通知 （その他については、これまでの対応を継続して実施）

部局	これまでの対応	第三次取水制限時の対応
健康福祉部	・貼り紙や看板により、施設利用者に節水の呼びかけ ・水道水による洗車や樹木への灌水の制限 ・出先機関等の一部において洗面所等の蛇口の水圧調整、水道の減圧調整、湯沸かし器使用禁止、職員への飲料水持参・紙コップ使用等の周知、さらなる節水の呼びかけ ・取水制限時におけるトイレ等の衛生管理、感染症発生時の対応、飲用井戸水の衛生確保に関する啓発について、保健所へ通知 ・住民や関係機関を招集した機会を捉えて節水の呼びかけ ・医療機関立入検査の際に、水の確保について対応状況の確認 ・社会福祉施設等の管理者に対し、入所者が利用する水の確保及び節水を要請 ・生活衛生関係営業団体に対して衛生確保の徹底を指導 ・県食品衛生協会に対して食品衛生確保の協力依頼 ・と畜場設置者に対し、衛生管理に影響のない範囲での節水協力を依頼	◎香川県薬剤師会及び香川県医薬品卸業協会等に対して、薬局等における公衆衛生用薬の確保を依頼 ◎県医師会、郡市医師会、県歯科医師会に対して、医療機関における水の確保について通知 ◎保健所を通じて食品関係施設・生活衛生関係施設等に対して、衛生確保の徹底について指導 ◎県食品衛生協会に対して、巡回指導強化等の食品衛生確保の協力依頼 ◎さぬきこどもの国において、水を利用した施設（ミルキーウェイ）の休止 ◎入浴を一部シャワー浴へ変更、使い捨て食器使用。（たまも園、子ども女性相談センター、斯道学園） （その他については、これまでの対応を継続して実施）
商工労働部	・手洗い等の蛇口の水圧・水量調整（産業技術センター、計量検定所） ・施設利用者等に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川、ネクスト香川、FROM香川、高等技術学校、産業技術センター、計量検定所） ・指定管理者に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川） ・産業技術センターにおいて、水を一定量使用するような新規の依頼試験や施設利用があった場合には、その実施や利用について依頼者と調整 ・手洗い等の蛇口の水圧・水量調整（ネクスト香川・FROM香川） ・シャワー使用自粛の要請をシャワー室に掲示（ネクスト香川） ・樹木等への散水の抑制、下水処理水利用（ネクスト香川・FROM香川、高等技術学校） ・高松東ファクトリーパーク立地企業で構成する協議会に対する貯水率の情報提供	◎産業技術センターにおいて、給水状況によって、常時水を必要とするような一部の依頼試験等については、中止も含めて依頼者と調整 ◎冷水機の使用停止（サンメッセ香川） （その他については、これまでの対応を継続して実施）
交流推進部	・施設利用者に対し、より一層の節水啓発 ・サンポート高松多目的広場・琴弾公園の噴水の停止 ・観光関連業界の取水制限による影響の聴き取り調査及び情報の提供 ・香川県観光協会へ節水の協力依頼	◎公園等施設の洗面所蛇口の水圧調整、トイレ等に節水表示 ◎瀬戸大橋記念公園の水の回廊等の運転時間短縮、坂出緩衝緑地等の緑地灌水の一部中止 ◎サンポート高松の駐車場の散水栓等の使用停止 （その他については、これまでの対応を継続して実施）

部局	これまでの対応	第三次取水制限時の対応
農政水産部	・ホームページによる情報提供、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農協等と連携し、農業者への節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農業用ため池の貯水状況について、月2回から月4回の調査に変更し、的確に把握 ・市町、香川用水土地改良区等関係団体に対し、適切な水管理と情報の提供や収集、ため池の貯水確保の指導 ・農業用水の確保対策に対する支援(干害応急対策事業) ・香川用水土地改良区等に対して、適切な配水管理の要請	◎農作物の生育状況・被害発生状況等の定期的な調査、取りまとめ ◎貯水槽の設置等による家畜の飲料水確保について指導 ◎香川用水土地改良区、土地改良事業団体連合会に対して、各地域の実情に即した農業用水の適切な配水調整と、より一層の節水を依頼 ◎干害応急対策事業の周知徹底及び実施 (その他については、これまでの対応を継続して実施)
土木部	・施設利用者に節水の呼びかけ ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・道路工事で水を利用する場合は、井戸水、下水処理水の利用を検討するよう事務所を通じて、業者に対し要請する。 ・通行規制等の表示を行っていない道路情報板において、節水協力の表示を行う。 ・県内ダム管理情報の提供と、利水者への節水を依頼 ・大東川、金倉川浄化センターで下水処理水を一般開放(平日8:30~17:00、無料) ・サンポート高松ハーバープロムナード、さぬき空港公園の噴水施設の停止 ・県営住宅の団地自治会を通じ、入居者に節水協力依頼 ・高松港管内の船舶給水の節水の呼びかけ ・さぬき空港公園、香西西地区港湾緑地の植栽等の散水に水道水以外を利用	・県営住宅の入居者全戸に節水協力依頼のチラシ配布 ◎河川状況把握のため、必要に応じ河川巡視を実施 ◎枕川ダムの渇水対策容量を緊急時対応として活用 ◎大東川、金倉川浄化センターで下水処理水を一般開放(平日8:30~18:00、ただし、17:00~18:00に利用する場合は事前の予約が必要、無料) (その他については、これまでの対応を継続して実施)
病院局	・県立病院での節水の呼びかけ ・公用車の洗車制限 ・県立病院での節水の呼びかけの強化 ・県立病院での自動散水設備の調整、洗面所等の出水量の減圧強化	◎樹木への灌水の中止 (その他については、これまでの対応を継続して実施)
教育委員会	・施設利用者や生徒等に対して節水の呼びかけの強化 ・施設等の洗面所、トイレ等に節水表示 ・施設等のトイレや洗面所等の蛇口の水圧調整、水量調整の強化 ・水道水による灌水や、散水の制限 ・水道水による公用車の洗車を制限自粛	・児童、生徒、教職員、利用者等に対する節水の周知徹底 ・水道水による灌水を制限もしくは禁止 ◎トイレの一部を使用禁止(県立丸亀競技場、県立アリーナ以外の県立体育施設) ◎シャワー室の一部を使用制限もしくは使用停止(県立体育施設) ◎洗体強制シャワー給水システムを渇水状況に応じて上水から井水へ切替(県立総合水泳プール) ◎実施時期は管轄課と協議の上、蛇口の使用箇所制限(県立総合水泳プール、県立丸亀競技場) (その他については、これまでの対応を継続して実施)

部局	これまでの対応	第三次取水制限時の対応
警察本部	・取水制限等に関する情報収集 ・各所属に対して節水の呼びかけ ・警察施設内における節水の徹底を指示	◎相当数の市町で時間給水が実施されるなど、県民生活へ多大な影響が出る場合に警察本部及び警察署に「渇水対策本部」を設置し、取水制限等に関する情報収集及び治安対策の実施 ◎樹木への灌水の中止 ◎公用車の洗車制限 ◎警察本部のトイレ洗面所の蛇口の水圧調整及び水圧調整ができない蛇口に対する一部利用制限 (その他については、これまでの対応を継続して実施)
全庁共通事項	・職員に対して節水の徹底や、電子掲示板による啓発 ・トイレ洗面所等の水圧調整 ・紙コップ使用を呼びかけ	・節水の呼びかけの強化 ◎エレベータホールに啓発プレートを掲示 (その他については、これまでの対応を継続して実施)

香川県広域水道企業団	・香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会を設置 ・自己水源の活用と節水広報等への取り組み ・工業用水受水企業への情報提供や節水の協力依頼 ・節水を呼びかける懸垂幕等の設置 ・企業団公用車への節水啓発ステッカー取り付け ・企業団ホームページによる渇水情報提供、節水の呼びかけ ・企業団公用車の洗車自粛 ・日常生活に影響ない範囲での減圧給水(旧高松市) ・自己処理水源の有効活用や節水啓発の強化	・断水の回避に努めるため、更なる自己水源の有効活用や減圧給水、節水啓発を強化 ・工業用水受水企業への情報提供と更なる節水啓発の強化等への対応を要請 ◎各市町の給水量の調整を行うとともに、不足量について香川用水調整池(宝山湖)からの取水開始 (その他については、これまでの対応を継続して実施)
------------	---	--

取水制限に対応する市町等の実施状況

令和8年8月17日現在

①取水制限に対応するための組織の設置及び会議の開催状況

市町等	名称	設置・開催日時	その他特記すべき対応等
高 松 市	高松市渇水対策班長・副班長会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催	
	高松市渇水対策本部 高松市消防渇水対策本部	状況に応じて開催	
丸 亀 市	丸亀市渇水対策本部準備会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 第三次取水制限開始日 9時開催	
坂 出 市	坂出市渇水対策本部準備会	令和8年8月17日 8時40分開催	
善 通 寺 市	善通寺市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日 9時開催	
	善通寺市渇水対策本部会議	第三次取水制限開始日 9時開催	
観 音 寺 市	観音寺市渇水対策委員会	令和8年8月3日 9時開催	
さ め き 市	さぬき市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日 9時開催	
	さぬき市渇水対策本部	状況に応じて開催	
東 か が わ 市	東かがわ市渇水対策委員会	令和8年8月10日 9時開催 第三次取水制限開始日 9時開催	
三 豊 市	三豊市渇水対策委員会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 第三次取水制限開始日 9時開催	
三 木 町	三木町渇水対策本部	第三次取水制限開始日 会議開催予定	
宇 多 津 町	宇多津町渇水対策連絡会議	令和8年8月3日 9時開催	
	宇多津町渇水対策本部	第三次取水制限に併せて設置	
綾 川 町	綾川町渇水対策本部	第三次取水制限に併せて設置予定	
琴 平 町	琴平町渇水対策本部	第三次取水制限開始日 会議開催予定	
多 度 津 町	多度津町渇水対策本部会議	第三次取水制限開始日 9時開催	
企 業 団	香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 令和8年8月13日 14時 香川用水調整池運用連絡協議会開催 第三次取水制限開始日 9時開催	

②取水制限に伴う給水制限の実施状況

実施主体	区域	内容	その他特記すべき対応等
企業団	旧高松市(牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 250kPa→220kPa	
	旧丸亀市(飯山町、綾歌町を除く丸亀市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 320kPa→300kPa	

※ 土庄町、小豆島町、直島町、まんのう町は、香川用水から水道用水を受水していない。

※ 下線は今回からの追加箇所